学校教育法等の一 部を改正する法律案、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改

正する法律案及び 教 育職員免許法及び教 育公務員特例 法 の — 部を改正する 法律案に 対 する 附帯

決議

平成十九年六月十九日

参議院文教科学委員会

政 府及 び 関 係者は、 本法 の施 行に当たり、 次 の 事 項 に つい て特段 の 配 慮をすべきで あ

教 育は、 我が 玉 の 将 来 を託す 世代を育 成 す る 玉 政 の 最 重 要 課 題であることに か んが み、 国家的先行投資

である教育予算の一層の拡充に努めること。

二、各学校が、 多様な子どもの実態や · 地域 の 状況 を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を通して、 学校種

ごとの目標を達成できるようにすること。

教 員 の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、 小学校高学年での専科教

員 の増、 習熟度別指導・少人数教育の拡充など、 教職員定数の改善に努めるとともに、 学校事 務職員 の任

務 を 踏まえた有効活用、 学校のICT化及び事 務 の 外部委託化並びに外部 の 専門家及び 地域人材の活用に

努めること。

四 副 校 長 等の 新 た にな職 を置く際 には、 教 員 間 の 適 切 な役割 分担に資すると同 . 時 に 学校が保護 者 ゃ 地 域 住

民 の 期 待 に + 分 に 応 え 5 れ る体 制 となるよう必 要 な 定数 を 確 保 するとともに 職 責 に 応 じ た処 遇 が 义 5 れ

る よう努 めること。 また、 地 方 自 治 体や 学 校 の 実 態 を 踏 まえ た 配 置 が な され る よう努め ること。

赶 学 校評 価 の ガ 1 ドライ ンにつ しし て は、 各 教 育 委 員 会及び学校 に ょ る、 地 域 の 実 情 に 応じ た創 意 工夫に 基

づく学校評 価 の 実 践 を 尊 重 するととも に 評 価 結 果 が学 校 の 序 列 化 につ な が 5 な L١ よう留 意すること。 ま

た、 学 校 評 価 の 結 果等 教 育 活 動 に 関 す る 情 報 の 積 極 的 な 提 供 を 促 すこと。

六、 我が 玉 の 大学が 人 類 の 文化 を 継 承 発展 さ せ る 知 の 拠点とし て、 質 の 高 L١ 教 育 研究を行うとともに、 将 来

に わ た 1) 玉 際 社 会を始め広く社会に貢 献 できるよう、 基盤 的 経費を拡充するとともに、 競争的 資 金を 確 保

するなど必要な支援に努めること。

七、 文部 科学大臣が是正 の 要求や指示を行う以前に、 地 方自治体に お L١ て地 方自治の力を発揮 するよう要 請

すること。 また、 文部科学大臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、 十分な情報に基づい た、 慎 重 な

運 用 に 努めるとともに、 紛 争処理に .) しては、 地 方 自治 法 の 適 正 手 続 を必ず 踏 まえること。

\ \ 文部科学大 臣 が 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る法 律 に よる 是 正 の 要 (求や指示 を行うに際 Ų 首長

は、教育委員会に対して支援等を行うこととすること。

九 知 事 が 都 道 府 県 教 育 委員 会に対 ŕ 学校教 育に 関 する 専 門 的 事 項 に つい て 助 言 • 援 助 を求め る 際 に ば

私 立学校 と協 議 がする ŧ の کل کار 教 育 委 員 会 は 私 立学校 の 自 主 性 を 尊 重 す ること。

Ļ 私 立 学 校が 全 国 全学校 律 の 法 律 上 の 義 務 を担保 できるよう、 知 事 部 局 に 学 校 教 育に 関す る 専 門

的

知

識 を 有 す る 者 を 配 置 するなど体 制 の 充実 を 促 すこと。

_ _ + 教 員 免許 更 新 制 の 円 滑 な 実 施 に 向 け、 教 員 及 び そ の 他 の 免 許 状保持者等 に 対 して 制 度 の +分 な 周 知 を

図ること。 また、 更新 制 の 導 入に 伴う免許 状 授 与 原 簿 の 管 理システ 厶 の 構築と 運 用 に当 たっ ては、 遺 漏 な

きよう万全を期すること。

国公私立のすべての教員 の 免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、 受講 者 の 講習受講

の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。

十 三 十 教員の資質能力の向上という免許状更新制度 の趣旨を踏まえ、 任命権者は、 学校現場 の実態に 即

各 教 員 の 受講 期 間 を的確に把握 ŕ 教 員 の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時の服

務 の 取 扱 L١ に っ ١J て も 必 要 な 配 慮 を行うこと。

十四、 免許 状更 新 講 習の 内 容 につ しし ては、 受講者に対する事 前アンケー 1 . 調 查 の 実 施、 講 習修了 後 の 受 講 者

に ょ る 事 後 評 価 及びこれ 5 の 公 表を行うなど、 受講 者 の 二 I ズの反映に 努めること。 ま た、 多様 な講 習 内

容、 講 習 方法 の 中 か 5 受講 者 が 選 択できるような工夫を 講ずること。

五、 ^ き 地 等 に 勤 務 す る 教 員 ゃ 障 が しし を 有 する教 員 が、 多様 な免許 状更新講習を受講できるよう努めるこ

ځ

十六、 現 職 研修と 免 許 状 更新講 習と の 整 合性 の確 保、 特に 十年経 験 者 研 修 の 在り 方につ 61 て 検討すること。

十七、 法 施 行 後 の 実 施 状 況 を見極 めた上で、 現 職教 員 以外の者であっ τ 教員 免許 状を授与されたことのある

者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。

八、 大学におけ る教 職 課 程 の見直 し、 社会人の教員採用など、 養 成 採 用 • 研 修を通じた教員 の 質 の向上

に努めること。

十九、 教職に優秀な人材を確保するため、 人材確保法の存続と教員の勤 |務実態を踏まえた給与財源 の確 保に

二十、指導改善研修に係る教員の認定に当たっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努

めること。また、認定に当たっては当該教員の意見を述べる機会を設けるなど配慮すること。

二十一、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果た

していることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。

二十二、スポーツ等部活動を活発化するための支援を充実し、スポーツ指導者等の処遇改善に努めること。

右決議する。